

自立支援医療機関指導監査調査票の記載等 Q & A

令和 6 年 2 月 27 日

Q 1. どの医療が監査の対象となるのか？

A 1. 貴医療機関で取扱う公費負担医療の法別番号で判断してください。
更生医療（＝法別番号15）、育成医療（＝法別番号16）
精神通院医療（＝法別番号21）

Q 2. パソコンからふじのくに電子申請システムにアクセスするにはどうすれば良いか？

A 2. 県障害福祉課ホームページにリンクを掲載しています。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shintaishogai/1003012/1023746.html>)

上記 URL のページへは、以下の手順でアクセスできます。

「県障害福祉課トップページ」⇒「最新情報・お知らせ」
⇒「指定自立支援医療機関書面監査について」

Q 3. 更生・育成と精神通院の両方で指定を受けているがそれぞれ個別に提出する必要があるか？

A 3. 更生・育成と精神通院の両方で指定を受けている場合は、それぞれ個別に回答してください。（一度に回答できるのは、一つの医療についてのみです。）
なお、いずれの場合においても紙媒体で提出する場合は、それぞれの調査票に回答し、提出してください。

Q 4. 更生・育成の指定において、複数の医療で指定を受けているが、どのように提出する必要があるか？

A 4. A 3 と同様に、医療の種類ごとに個別に回答してください。

Q 5. 複数の指定自立支援医療機関を経営している場合、全ての自立支援医療機関ごとに調査票に回答するのか？

A 5. 複数の指定自立支援医療機関を経営している開設者は、全ての指定自立支援医療機関分を提出してください。
ただし、本監査では政令市（静岡市、浜松市）で指定を受けている医療機関は対象外となります。

Q 6．実人数の考え方について説明してほしい。

A 6． A さん、 B さんという、 1 個人で 1 人とカウントします。
1 年間を通して合計 3 か月の処方を受けている A さんも、
1 2 か月連続処方を受けている B さんも 1 人としてカウント
します。

Q 7． 経験年数の考え方について説明してほしい。

A 7． 経験年数は、該当医療の研究年数・診療経験年数になります。
現在在籍する医療機関の勤務年数ではないので、注意してく
ださい。

Q 8． 休止中の医療機関についても提出するのか？

A 8． 休止中であっても提出してください。
休止中であるが、今後事業再開の予定がない場合は、廃止届又
は辞退申出書を提出してください。

- ・ 廃止届…既に医療機関として廃止している場合。廃止年月日次
第で、遅延理由書の届出が必要な場合があります。
- ・ 辞退申出書…現在医療機関の営業は休止中であるが、再開の目
処が立っていない場合。辞退予定年月日は、申出書の提出の 1
か月後としてください。

Q 9．利用者がいなかった場合も、療養担当規定実施点検表に回答
するのか？

A 9．対象期間の利用実績が無い場合は、今後利用者が現れた際に貴
医療機関がとる対応として読み替え、回答してください。

Q 10．ふじのくに電子申請システムは、どの端末で回答することが
できるのか？

A 10． ふじのくに電子申請システムは、 P C やスマートフォン等
のインターネットが繋がる端末から回答できます。
なお、いわゆるガラケーや一部の古い O S のスマートフォン
では接続ができない場合がございます。
ふじのくに電子申請システムでの回答ができない場合は、以下
の U R L から県障害福祉課ホームページにアクセスしていただ
き、調査票を印刷の上、御回答ください。

< 県障害福祉課ホームページ URL >

[https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shintai
shogai/1003012/1023746.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shintai
shogai/1003012/1023746.html)

Q 11. 今回の指導監査の実施通知は、どこに送付しているか？

A 11. 全ての監査対象指定自立支援医療機関の所在地に、送付しています。

指定自立支援医療機関の開設者の所在地へは送付しておりませんので、必要に応じて開設者へ展開していただくようお願いいたします。